

## 【Q&A 方式のサンプル】（である調）

**Q. 簡易課税制度は、中小企業と大企業、どちらを狙ったものだったのか？**

中小企業向けの制度である。中小企業はその事業規模から事務的負担が大きいことが理由だ。簡易課税制度は消費税導入と時を同じくして導入された。当時、適用上限は 5 億円であった。なぜなら消費税の導入そのものが大反対されていたからだ。導入時、赤字でも払わなければならない悪税という話が多かった。その声を少しでも抑えるために導入されたのが簡易課税制度。益税はあって当然で、企業に得をさせておいて反対意見を沈静化させようとする狙いであった。

**Q. 業種は 5 種までであるが、事業モデルや業態は、星の数ほどあってしかるべきである。しかし実際細分化することは不可能である。どういうふうにするのがベストであるのか？**

この手の税制がいちばん発展していると言われているドイツの税制をみるとわかりやすい。みなし仕入率の区分が多いということである。たとえば、卸売業。日本であれば 90 パーセントであるが、ドイツでは同じ卸売業でも売っているものによって仕入率が違ってしかるべきであろうという考えのもと、分けている。私見として、区分の細分化は素晴らしいと思うが、そもそも簡易課税制度ではなくなる。つまり簡易な手続きではなくなるのではないか。

**Q.事務負担の軽減を図る本来の目的が変わってくるということか？**

そのとおり。簡易どころか余計に煩雑になる。本末転倒だ。

**Q.そもそも、仕入とみなしているパーセンテージは適切なものなのか？**

制度上で問題なのが業種間の不公平である。サービス業で 50 パーセントのみなし仕入率でありながら、たとえば、美容院と旅館業が同じ区分に属する。事業規模にもよるが、美容院と旅館業、実際にはどちらの仕入率が高いかは容易に想像できる。もっとも問題なのがみなし仕入率が 50 パーセントの第 5 種事業、とくに不動産業である。物件を売買する事業体と賃貸の仲介を行う事業体とは事業の性格が大きく異なる。仲介業が仕入率 50 パーセントというのは常識的にはありえない。

**Q. では、簡易課税制度は実体を映し出していないものではないか？**

そのとおり。そして一度申請すると 2 年間は変更することができない。選択によって先々の結果が大きく異なるため、慎重を期すべき制度である。通常、税金であれば過剰に納めた分は戻ってくる。還付である。しかし、簡易課税制度を適用した場合は還付はなされない。

**Q.簡易課税と原則、どちらがよいかで税理士と顧客との間にトラブルが生まれるのではないか？**

税理士業の観点から、簡易課税か原則か、どちらを選択すればよいかという有利選択の問題がある。制度上、2年前から決めておかなければならない。たとえば、結果として原則のほうが有利であったのに簡易を選択してしまったとか、逆の場合もしかり。そうすると多額の賠償金を求められる可能性が生じる。税理士業の観点からは、なくなってほしい制度ではある。

**Q.それでは税理士も安易に決定することが困難になるということか？**

そのとおり。たとえば、1億円の税金を損したとなると、この1億円をどうしてくれるのですかという話になる。現在では税理士がミスを犯したときのための保険がある。

**Q.2年間変更がきかないということは、将来どれだけの事業規模になるとか売上規模がどうなるのかというのを見越した上で決めなければならないということか？**

そのとおりである。

**Q.未来のことであり、どれだけの事業規模になるのかわからない。要は勘ではないのか？**

精度の問題は残るが、2年という比較的近い先行きであるため、ある程度の予測はつく。

**Q.簡易課税制度を選択する理由はほかに何かあるのでしょうか？**

もともと簡易課税制度は時限措置であった。それがいつの間にか多くの時間が経過してしまった。実際、政府も本当は早いうちに打ち切ろうと思ったらしいが、企業からすればよほど設備投資をしない限りは、益税問題がよく言われているだけあって、得をしている。そのため、簡易課税制度を選択する理由は、消費税額を計算するのが煩雑なのではなく、得をしているからである。